**指導者派遣・育成事業「指導者派遣制度」**

**【事業の目的】**

県内の小規模校や遠隔地の学校（離島を含む）、指導に悩む顧問を支援し、加盟団体の活動を活性化させることで、県全体のレベル向上を目指す。

**【事業の概要】**

連盟が委嘱する指導者（主に連盟役員）を派遣し、指導を行う。

**【指導内容（例）】**

・個人練習、パート練習の仕方

・サウンドトレーニング、基礎合奏などの基本的な練習方法の指導

・コンクール課題曲、自由曲の指導　　など

**【派遣の対象】**※いずれかに該当で可

1. 部員が少なく、外部指導者を招くことが経済的に困難である。
2. 遠隔地（離島を含む）のため、外部から指導を受けることがほとんどない。
3. 指導者（顧問）が吹奏楽の指導をできない。

**【事業の期間】**

　・Ⅰ期　令和４年５月〜令和４年７月上旬

・Ⅱ期　１０月～１１月末

**【申込み方法と派遣決定、講師派遣までの流れ】**

1. 総会で配付する申込み用紙をFAXで時津中学校　松本宛に送信する。

 **申込み申込み期間**

**・Ⅰ期　令和４年４月２１日（木）～令和４年５月３１日（火）**

**・Ⅱ期　令和４年９月１２日（月）～令和４年１０月１４日（金）**

1. 事業部会で、申込みのあった学校を確認し、講師の決定を行う。
2. 事業部より派遣指導を受ける学校の責任者（顧問）と講師に電話連絡を行う。
3. 派遣指導を受ける学校の責任者（顧問）は、講師に直接連絡をし、日程の調整を行う。**責任者は、指導を受ける日程が決まり次第、時津中学校　松本に連絡**する。
4. 講師による派遣指導を受ける。
5. 事業終了後、派遣指導を受けた学校の責任者（顧問）は、事業報告書をFAXで時津中学校　松本まで送信する。**実施後２週間以内の提出とする。**

**【その他】**

・指導者への旅費等は連盟より支給する。

・指導を受ける学校は謝金を支払う必要はない。

・各期につき、**１回の派遣を補助の上限**とする。

鑑不要

FAX　０９５－８８２－１５６１（時津中学校）

時津町立時津中学校

松本　公義　様

指導者派遣事業　申込み用紙

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名 |  |
| 連絡先 | （学　　校）　　　　―　　　　―（F　A　X）　　　　―　　　　―（顧問携帯）　　　　―　　　　― |
| 顧　問 |  |
| 指導を希望する理由※○で囲む※複数可 | １．部員が少なく、外部指導者を招くことが経済的に困難である。２．遠隔地（離島含む）のため、外部指導を受けることがほとんどない。３．指導者（顧問）が吹奏楽の指導をできない。 |
| 部員数 | 名　　 |
| 通信欄 | （相談したいことや、希望する指導内容をお書きください） |

鑑不要

FAX　０９５－８８２－１５６１（時津中学校）

時津町立時津中学校

松本　公義　様

指導者派遣事業　報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名 |  |
| 顧　問 |  |
| 講　師 |  |
| 実施日 | 令和　　　年　　　月　　　　日（　　　） |
| 通信欄 | （派遣事業で受けた指導内容をご記入ください） |
| （今回の派遣事業での感想を、次の①～③についてお聞かせください） |
| 1. 自身の吹奏楽指導のスキルアップにつながったか？
 |
| 1. 今後の指導法が見えてきた？
 |
| 1. 指導前に抱えていた心配や不安が解消されたか
 |
| （気づき、感想などをお書きください） |